

## 武雄市保育士等継続支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、保育士、幼稚園教諭又は看護師の資格を有する者（以下「保育士等」という。）を継続して確保することにより教育・保育施設において保育の質の向上を図るとともに、多様化する保育ニーズへ対応するため、市内の教育・保育施設に保育士等として新たに就職した者が負担する家賃又は保育料に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育施設 幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び病児・病後児保育施設をいう。
- (2) 賃貸住宅 保育士等が自己の居住の用に供する賃貸住宅（市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅その他の公的賃貸住宅を除く。）で、当該保育士等又はその配偶者が賃貸借契約を締結したものをいう。
- (3) 家賃 賃貸住宅の賃借料（共益費、管理費、光熱水費、駐車場使用料その他住居以外の費用を除く。）の月額をいう。
- (4) 住宅手当 事業主が保育士等又はその配偶者に対して支給する賃貸住宅に関する手当の月額をいう。
- (5) 保育料 教育・保育施設における利用者負担額の月額をいう。

### (補助対象者等)

第3条 補助金の区分、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）、交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、これに対する補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の認定申請)

第4条 補助金の認定を受けようとする補助対象者（以下「認定申請者」という。）は、武雄市保育士等継続支援補助金認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、必要な書類を添えて、勤務開始日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が認定を受けることのできる補助金は、別表補助金の区分欄に掲げる補助金のいずれか1つとし、かつ、認定を受けることができる回数は、1回限りとする。

する。

- 2 市長は、認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を武雄市保育士等継続支援補助金認定審査結果通知書（様式第2号）により、認定申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により補助金の認定を受けた認定申請者は、認定申請書の内容を変更しようとするときは、武雄市保育士等継続支援補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告書）

第5条 前条第2項の規定により補助金の認定を受けた認定申請者で、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、武雄市保育士等継続支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書兼実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする会計年度の末日とする。

（補助金の交付決定及び確定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を武雄市保育士等継続支援補助金交付決定及び確定通知書（様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定及び確定通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、武雄市保育士等継続支援補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付決定及び確定通知を受けた者が、虚偽の申請又は不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、その返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月28日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。  
（武雄市保育士等就職支援補助金交付要綱の一部改正）

2 武雄市保育士等就職支援補助金交付要綱（平成30年告示第126号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号イを次のように改める。

イ 武雄市保育士等継続支援補助金交付要綱（令和4年告示第83号）

第3条第3号ウを削る。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの告示に基づき認定した補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助金の区分	目的	補助対象者	補助対象期間	補助対象経費	補助金の額
1 家賃支援補助金	賃貸住宅の家賃に係る負担軽減を図ることを目的とする。	<p>保育士等で、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 令和4年4月1日以後に市内の教育・保育施設に保育士等として新たに就職し、継続して24月以上の勤務が見込まれる者。ただし、令和4年度及び令和5年度に就職した者にあつては、当該教育・保育施設に就職した日前2年以内に、当該教育・保育施設又は市内の他の教育・保育施設での勤務経験がない者に限る。</p> <p>(2) 当該教育・保育施設での勤務時間が1日6時間以上かつ1月</p>	勤務開始日の属する月から起算して24月（途中で退職した場合は、退職日の属する月の前月まで）とする。ただし、勤務した実績のない月を除く。	補助対象期間の賃貸住宅の使用に係る家賃	<p>補助対象経費から住宅手当を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨て）とする。ただし、1月につき2万円を限度とする。</p>

		<p>20日以上である者</p> <p>(3) 市内の賃貸住宅に居住している者</p> <p>(4) 市町村民税（同居の配偶者がいる場合は、当該配偶者の市町村民税を含む。）の滞納がない者</p> <p>(5) 過去に次に掲げる告示の規定による補助金の交付を受けていない者</p> <p>ア 武雄市保育士等就職支援補助金交付要綱（平成30年告示第126号）</p> <p>イ 武雄市介護職員等就職支援補助金交付要綱（平成30年告示第127号）</p>			
2 保育料支援補助金	3歳に満たない子を養育する保育士等に対し、保育料の負担軽減を図ることを目的とする。	<p>保育士等で、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。</p> <p>(1) 令和4年4月1日以後に市内の教育・保育施設に保育士等として新たに就職し、継続して24月以上の勤務が見込まれる者。ただし、令和4年度及び令和5年度に就職した者にあつては、当</p>		補助対象期間の教育・保育施設の利用に係る保育料（2人以上の子を養育している場合は、当該子に係る	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切捨て）とする。ただし、1月につき5,0

		<p>該教育・保育施設に就職した日前2年以内に、当該教育・保育施設又は市内の他の教育・保育施設での勤務経験がない者に限る。</p> <p>(2) 当該教育・保育施設での勤務時間が1日3時間以上かつ1月20日以上である者</p> <p>(3) 認定申請書を提出する年度の初日において、3歳に満たない子を養育し、かつ、当該子を教育・保育施設に入所させている者</p> <p>(4) 市町村民税（同居の配偶者がいる場合は、当該配偶者の市町村民税を含む。）の滞納がない者</p> <p>(5) 過去に次に掲げる告示の規定による補助金の交付を受けていない者</p> <p>ア 武雄市保育士等就職支援補助金交付要綱（平成30年告示第126号）</p> <p>イ 武雄市介護職員等就職支援補助金交付要綱（平成30</p>		<p>保育料を合算した額とし、保育料が減額又は免除されている場合は、その適用後の額とする。）</p>	<p>00円を限度とする。</p>
--	--	---	--	--	-------------------

		年告示第127号)			
--	--	-----------	--	--	--